

事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation, and Debt management

Newsletter

〈2018年8月号〉

目次

- 1 | 譲渡担保権設定後の集合動産に所有権留保目的物が混入した場合における譲渡担保権と所有権留保の優劣

～東京高裁平成29年3月9日判決～



- 2 | 破産債権者が破産手続開始後に物上保証人から債権の一部の弁済を受けた場合において、破産手続開始の時点における債権の額として確定したものを基礎として計算された配当額が実体法上の残債権額を超過するときは、その超過する部分について配当すべきとされた事例

～最高裁平成29年9月12日第三小法廷決定～



- 3 | 小規模個人再生において住宅資金特別条項を定めた再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づく場合に該当するか否かの判断に当たり、無異議債権の存否等を考慮することができることとされた事例

～最高裁平成29年12月19日第三小法廷決定～



譲渡担保権設定後の集合動産に所有権留保目的物が混入した場合における譲渡担保権と所有権留保の優劣

佐藤 俊
Shun Sato



PROFILEはこちら

～東京高裁平成29年3月9日判決(金融法務事情2091号71頁)～

第1 はじめに

動産等を担保目的物とする融資(いわゆる「ABL」)は、近年特に利用が広がっており、これに伴って、同じ動産を目的物として譲渡担保権者と留保所有権者が対立する場面が多々生じています。しかし、所有権留保の目的物に、動産譲渡担保の効力が及ぶのか否かについては学説上見解の対立があり、特に、法的倒産手続(破産、民事再生等)の場面において、所有権留保を別除権(倒産債務者の財産に対して設定されている担保権)と扱う最高裁判例が出て以降、両者の関係をどう規律すべきか、裁判所の判断が俟たれておりました^{*1}。

しかるに今般、東京高裁平成29年3月9日判決(「本高裁判決」)がこの点につき判断を示しましたので、その概要をご紹介します。実務においてABLを活用されている金融機関の皆様や、商取引を行っている事業会社(納入業者)の皆様にとって一つの指針となる判決ですので、ご参照いただければと思います。

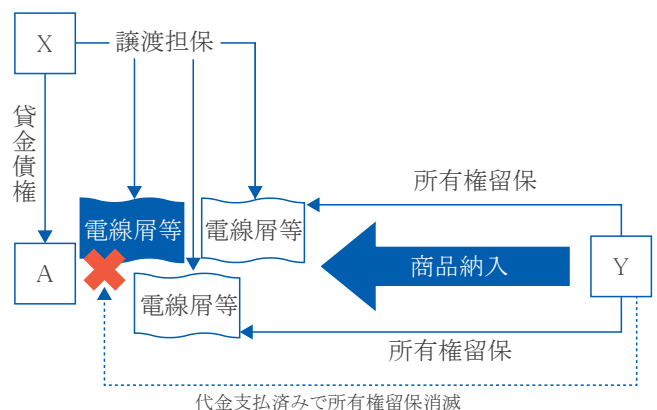
第2 事案の概要

本高裁判決の事案の概要は以下のとおりです。

平成22年3月10日
 ・Yを売主、Aを買主とする電線屑等の継続的売買契約を締結し、取引開始
 ・当該売買契約には、所有権留保の合意(「本件約定」)が含まれている
 平成25年3月11日
 ・Xを貸主、Aを借主とする貸金契約締結
 ・貸金債権を担保するため、A所有の動産(電線屑等を含む)に集合動産譲渡担保設定
 ・当該譲渡担保(「本件譲渡担保」)につき、動産譲渡登記を経由

平成25年5月21日～6月18日
 ・YはAに対し、電線屑等約42万kgを売却したが、代金は未払いであった
 平成26年6月18日
 ・Aが支払停止を宣言
 ・Aの下には、動産譲渡登記後に納入された電線屑等約10万kg(「本件動産」)が保管されていた
 平成26年11月17日
 ・Yが、Aを相手方として、本件動産について動産引渡断行仮処分の申立て
 平成26年12月1日
 ・上記仮処分事件につき、Xが動産譲渡担保権を主張して独立当事者参加
 平成27年1月13日
 ・本件動産の引渡断行仮処分命令発令、Xの申立て却下(「本件仮処分決定」)
 平成27年1月20日・21日以降
 ・Yは、本件仮処分決定に基づき本件動産全部を引き揚げて処分

本件は、かかる事実経過の下、Xが、Yによる本件動産の処分行為はXに対する不法行為又は不当利得であると主張し、損害の賠償又は不当利得の返還を求めた事案になります。



^{*1}:最高裁昭和58年3月18日判決(判タ512号112頁)において、所有権留保の目的物には譲渡担保権が成立しないことを前提とした判断がなされておりますが、法的倒産手続の場面で所有権留保を別除権と扱った判例(最高裁平成22年6月4日判決・民集64巻4号1107頁等)が出される相当前の判例であったため、その規律が今日でも維持されるのか否かを含め、注目されていたところです。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第3 判断の概要と考察

1 判断の概要

本高裁判決は、Y・A間の本件約定によれば、「本件売買契約に係る目的物の所有権は、当該目的物の代金の完済をもってYからAに移転するものと定められており、本件動産のうち、Xにおいて代金の完済を主張立証した動産を除く部分については、その所有権がAに移転していないこととなる。これを前提とすると、当該部分について本件譲渡担保は効力を有せず、Xは、これをYに対して主張することはできないものと解される。」と判示し、Xにおいて代金の完済を主張立証した動産（「支払済み動産」）の処分行為に関してのみ、動産引渡断行仮処分の手続にXが独立当事者参加して、本件譲渡担保権を主張していたことに照らして不法行為が成立すると判断しました。

その判断過程の中では、所有権留保をYの有する担保権と捉え、所有権留保と動産譲渡担保を対抗関係と見るという理解も理論的に不可能ではないとされながら、かかる理解を前提とすると、動産譲渡担保について登記がされた後は、常に所有権留保がこれに劣後する結果となること、これは利益衡量として適切とはいえず、動産売買に係る与信取引を萎縮させるものであること等を理由として、Xの主張を排斥しました。

また、法的倒産手続の局面で所有権留保を別除権と扱った最高裁判例（脚注1参照）との整合性に関しては、当該最高裁判例は、一般債権者と別除権者との衡平を図る趣旨のもので、担保権相互の優劣を問題とする本件とは異なるものと判示しました。

2 本高裁判決の射程

本高裁判決は、動産譲渡担保につき動産譲渡登記が經由された後に、債務者(A)の占有下に入った所有権留保の目的物たる動産は、代金支払前の段階では飽くまで第三者(Y)の所有物なので、このような動産（「未払い動産」）には、債務者(A)の所有物を目的物とする動産譲渡担保の効力は

及ばない旨を明確にしました。

所有権留保の目的物たる未払い動産の納入後に、未払い動産を目的物として動産譲渡担保が設定され、対抗要件が具備された場合に関しても、本高裁判決の規律に従えば、未払い動産は飽くまで債務者以外の第三者の所有物ですから、代金未払いの段階で動産譲渡担保の効力が及ぶことにはならず、あとは譲渡担保権の即時取得の成否が問題となると思われます。

3 本高裁判決を受けた実務上の留意事項

(1) 貸金債権者の立場から

本高裁判決は、ABLを行う貸金債権者の立場としては、厳しい判断を示したものです。本高裁判決を参考に、今後ABLを実行し、管理する場合には、譲渡担保権設定者に、対象となる動産に関する情報開示義務を課した上で、帳簿上の在庫の状況や、保管場所の見分等のみならず、納入業者との取引基本契約書や代金支払状況等のチェックを通じて所有権留保の目的物の有無と数量を把握し、与信の範囲を適切にコントロールする必要があるものと考えられます。また、所有権留保売買による動産の調達を制限するコベナンツ条項を設けることも考えられるでしょう。

また、留保所有権者が、動産譲渡担保の目的物である動産を引き揚げて処分する虞がある場合には、例え動産譲渡登記がされていたとしても、当該動産が動産譲渡担保の目的物である旨を処分行為前に何らかの方法で留保所有権者に個別に知らせておくことも忘れてはなりません。本高裁判決は、「本件仮処分決定に先立ち、Aが債権者らへの支払を停止し、Xが独立当事者参加により本件譲渡担保を主張していたことに照らせば」不法行為が成立すると判断したにとどまり、XがYに何らの主張も行わなかった場合にまで不法行為が成立するとは判断していないからです。このような権利主張を確実に行うためには、ABLの実施に当たり、少なくとも主要な納入業者が誰なのかを常に把握しておく必要があるものといえるでしょう。

さらに、本事案のような損害賠償請求を行う場合には、どの範囲の動産が支払済み動産なのかを主張立証しなければなりません。対象となる動産が汎用品で、債務者が複数の業者から同じものを仕入れている場合や、保管場所が複数ある場合のほか、債務者の協力を十分得られない場合など、支払済み動産の特定には困難を伴うことが予想されますから、いざというときに備え、債務者から十分な情報を得ておく必要があるといえるでしょう。

(2) 納入業者の立場から

納入業者の立場から見れば、所有権留保の有用性がより明らかになったといえます。

なお、所有権留保の合意がない場合にも、納入業者は動産先取特権を有することになりますが、動産先取特権を動産譲渡担保権者に主張することはできないと解されていますから(最高裁昭和62年11月10日判決・民集41巻8号1559頁参照)、所有権留保の合意の有無で、取引先の倒産局面における担保相互の優劣が決定的に違うこととなります。納入

業者としては、受発注書のみで売買を行うのではなく、積極的に取引基本契約の締結を求めるなどし、その中に所有権留保の約定を入れ込むことが有用といえるでしょう。

なお、本事案とは逆に、動産譲渡担保権者が債務者の下から動産を引き揚げて処分した場合に、未払い動産の処分が留保所有権者に対する不法行為を構成する可能性もあります。この場合、本高裁判決と平行に考えれば、当該動産が留保所有権の目的物である旨を処分行為前に何らかの方法で譲渡担保権者に知らせておく必要があるといえるでしょう。

第4 おわりに

本高裁判決によって、曖昧であった所有権留保と動産譲渡担保の優劣につき明確な判断が示されましたが、本高裁判決については上告受理申立てがなされておりますので、最高裁の判断が注目されるところです。

破産債権者が破産手続開始後に物上保証人から債権の一部の弁済を受けた場合において、破産手続開始の時点における債権の額として確定したものを基礎として計算された配当額が実体法上の残債権額を超過するときは、その超過する部分について配当すべきとされた事例

北野知広
Tomohiro Kitano

PROFILEはこちら



～最高裁平成29年9月12日第三小法廷決定～

[裁判例はこちら](#)

第1 事案の概要

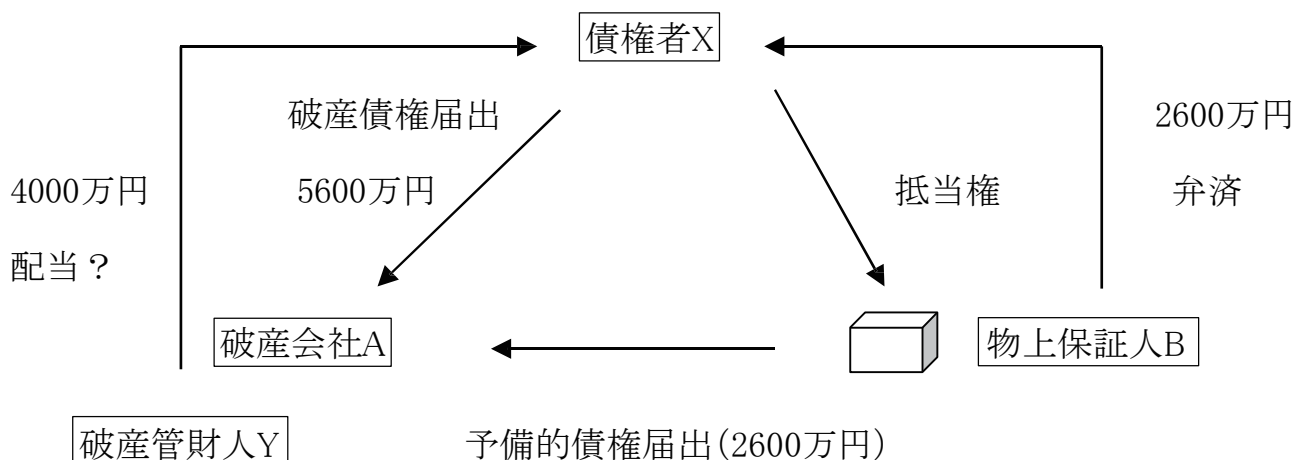
本件の概要は以下のとおりです(実際の事案を簡略化しています)。

債権者Xは、破産会社Aに対して5600万円の破産債権を有する。当該債権を被担保債権として、物上保証人B所有の不動産に抵当権が設定されている。Bは不動産の売却代金からXに対して2600万円を弁済した。XはAの破産手続において5600万円の破産債権届出を行い、破産債権の調査手続において、全額が認められている。また、Bも求償権2600万円について予備的に破産債権として届出を行い、一定の条件のもと認められている。その後、Aの破産手続において配当が実施されることとなり、Xの確定破産債権5600万円に対する計算上の配当額は4000万円となった。

本件では、このような場合に、Aの破産管財人Yはいかに配当すべきかが問題となりました(破産管財人が作成した配当表に対してXが異議申立てする形で争われました)。

第2 問題の所在

Xは、Bから2600万円の弁済を受けたわけですから、実体上の残債権額は3000万円となっています。しかし、破産法104条1項・2項・5項により、Xは、全額の弁済を受けるまでは、5600万円について破産債権者として権利行使できるようになっています(他方で、5600万円全額の弁済がなされない限り、Bは権利行使することができません。破産法104条4項)。それゆえ、破産債権として認められている5600万円に対する計算上の配当額である4000万円をXに対して配当するのかが問題になります。Xに4000万円を配当すれば、XはBからの2600万円の弁済と合わせて6600万円を受けとることになります。本来は5600万円の債権しか持たないわけですから、1000万円を受け取りすぎとなります。したがって、その1000万円については他の破産債権者の配当に回すべきだという考え方もありますし、予備的債権届出を行っていたBに対して配当すべきという考え方もあります。



* 破産債権5600万円に対する配当額が4000万円となった。

第3 原々審と原審の判断

この点、原々審は、超過部分(1000万円)は予備的債権届出を行っていた求償権者Bに対して配当すべきと判断し、原審は、超過部分は求償権者に配当することはできず、他の破産債権者に対して配当すべきと判断していました。

第4 最高裁の判断

しかし、最高裁は、そのいずれでもなく、破産債権者表で5600万円の債権として確定しているのであれば、5600万円に配当率を乗じて算出された4000万円をXに対して配当すべきと判断しました。最高裁は、破産法104条1項及び2項は、「破産手続上は、その弁済等により債権の全額が消滅しない限り、当該債権が破産手続開始の時における額で現存しているものとみて、債権者がその権利を行使することができる旨を定め、この債権額を基準に債権者に対する配当額を算定することとしたものである。」、「複数の全部義務者を設けることが責任財産を集積して当該債権の目的である給付の実現をより確実にするという機能を有することに鑑みて、配当額の計算の基礎となる債権額と実体法上の債権額とのかい離を認めるものであり、その結果として、債権者が実体法上の債権額を超過する額の配当を受けるという事態が生じ得ることを許容しているものと解される」として、上記のような判断をいたしました。

このような問題が起こる例はあまり多くありませんが、実際に生じた場合には悩ましい問題となり、実務的には様々な工夫・対応がなされていました。その処理が明確になった点で、本判決の実務的意義は大きいといえます。

第5 不当利得としての清算

なお、Xは1000万円を受け取りすぎになっています。この点、最高裁は、「そのような配当を受けた債権者が、債権の一部を弁済した求償権者に対し、不当利得として超過部分相当額を返還すべき義務を負うことは別論である」と述べて

いますので、BはXに対して不当利得返還請求権を行使して1000万円の返還を求めることになると思われます。この点、実際の事案では、債権者Xは5600万円のほかにも劣後的破産債権を有していたこともあり、不当利得返還請求権の成否については議論がなされているところです。

第6 実務上よく見受けられる破産債権届出の取下げについて

ところで、このように、物上保証人から弁済を受けた場合、あるいは、連帯保証人から弁済を受けた場合、当該弁済額について、破産債権届出を取り下げる破産債権者もいらっしゃいます。実体法上の債権額が減少したため、破産手続上の破産債権額も一致させようとしているようですが、上記破産法の条項がありますので、その必要はありません。本来得られるべき配当額を減少させてしまうこととなりますから、注意してください。

第7 民事再生事件の場合

では、仮に、破産会社Aが民事再生手続を申し立てた再生債務者の場合、A社の再生計画案において、いかなる手当てをすべきでしょうか。仮に、本判決と同様に考え、また、物上保証人Bの不当利得返還請求権も認められると解すれば、債権者Xは5600万円全額の弁済を受け、Bは物上保証人として2600万円の弁済をしたものの1000万円については回復を受ける結論となります。この結論を実現するために、Aの再生計画案において、債権者Xの債権額(5600万円)に他の再生債権者と同様の弁済率を乗じた額(4000万円)を算出し、当該額について、Xに3000万円を弁済し、Bに1000万円を弁済すると定めることも考えられます。関係者の見解や事案次第で処理方法はケース・バイ・ケースになるかと思われますので、本判決を踏まえた今後の実務の推移を注視する必要があります。

小規模個人再生において住宅資金特別条項を定めた再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づく場合に該当するか否かの判断に当たり、無異議債権の存否等を考慮することができることとされた事例

長谷部 陽平
Yohei Hasebe

PROFILEはこちら

～最高裁平成29年12月19日第三小法廷決定～ [裁判例はこちら](#)

第1 事案の概要

再生債務者X(税理士)は、小規模個人再生手続を申し立て、住宅資金特別条項を定めた再生計画案を提出しました。再生債権者Yは再生計画案に「同意しない」旨を回答しましたが、債権者(議決権者)総数10名・議決権の総額約3705万円のうち議決権総額の過半数である約2000万円の議決権(無異議債権)を有する再生債権者A(Xの実弟)は回答せず、再生計画案は民事再生法230条6項により可決されたものとみなされ、認可決定を受けました。再生債権者Yは、Xが実際には存在しないAの債権を意図的に債権者一覧表に記載するなどして再生計画案を可決に至らしめたとして、再生計画案につき「決議が不正の方法によって成立するに至ったとき」(民事再生法202条2項4号)の不認可事由が存すると主張し、即時抗告を申し立てました。

再生債権に関する手続等を整理すると、以下のとおりです。

- ▶ 2013年2月、YがXに対し、債務不履行に基づく損害賠償訴訟(別件訴訟)を提起。
- ▶ 2013年12月、AのXに対する1999年10月10日付け金銭消費貸借に基づく2000万円の貸付金債権を被担保債権とする抵当権設定の仮登記がされる。
- ▶ 2016年4月、別件訴訟の控訴審において、約1160万円の損害賠償を認める旨の判決がなされ、確定する。
- ▶ 2016年9月7日、Xが再生手続開始の申立てを行う。再生手続において、Aの貸付金債権は無異議債権として手続内確定する。

第2 原審の判断

原審は、Xが実際には存在しないAの債権を意図的に債権

者一覧表に記載するなどして再生計画案を可決に至らしめた虞があり、再生計画案につき「決議が不正の方法によって成立するに至ったとき」(民事再生法202条2項4号)の不認可事由がないとは言えないとして、認可決定を取り消し、差し戻す旨の判断を示しました。

第3 本決定の判断

原審の判断に対してXが許可抗告を申し立てたところ、最高裁は、以下のとおり判断を示し、原審を支持しました。

- ▶ 小規模個人再生における再生計画案が住宅資金特別条項を定めた場合に適用される法202条2項4号所定の不認可事由である「再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき」には、議決権を行使した再生債権者が詐欺、強迫又は不正な利益の供与等を受けたことにより再生計画案が可決された場合はもとより、再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合も含まれるものと解するのが相当である。
- ▶ 小規模個人再生において、再生債権の届出がされ(法225条により届出がされたものとみなされる場合を含む。)、一般異議申述期間又は特別異議申述期間を経過するまでに異議が述べられなかったとしても、住宅資金特別条項を定めた再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合に当たるか否かの判断に当たっては、当該再生債権の存否を含め、当該再生債権の届出等に係る諸般の事情を考慮することができることと解するのが相当である。
- ▶ Xは、本件再生手続に係る再生手続開始の申立てに当たり、債権者一覧表に本件貸付債権を記載して提出し、本件貸付債権は再生債権の届出をしたとみなされたものである。しかしながら、本件貸付債権は、Xが本件再生手続に係る再

生手続開始の申立てより16年以上前にその実弟であるAから2000万円の貸付けを受けたことにより発生したというものであり、本件仮登記が経由されたのは、別件訴訟の提起後で上記貸付けの時から14年以上を経過した平成25年12月であって、Xは、原審において本件貸付債権の裏付けとなる資料の提出を求められながら、借用証や金銭の交付を裏付ける客観的な資料を提出していないなど、本件貸付債権が実際には存在しないことをうかがわせる事情がある。そして、本件貸付債権については一般異議申述期間内に異議が述べられなかったため、Aは議決権の総額の2分の1を超える議決権を行使することができることとなり、本件再生計画案が可決されるに至っている。

以上の事情によれば、本件においては、Xが、実際には存在しない本件貸付債権を意図的に債権者一覧表に記載するなどして本件再生計画案を可決に至らしめた疑いがあるというべきであって、Xが再生債務者として債権者に対し公平かつ誠実に再生手続を迫る義務を負う立場にあることに照らすと(法38条2項参照)、本件再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた疑いが存するといえる。しかるに、本件再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合に当たるか否かについて、本件貸付債権の存否を含めた調査は尽くされていない。

第4 検討

1 本決定の意義

本決定は、小規模個人再生手続における再生計画案の不認可事由の判断にあたって、手続内確定した無異議債権の存否を判断することができるとの新判断を示した最高裁決定です。裁判所が、後見的地から、一度手続内確定をした債権の存否についても再調査・再検討し、民事再生手続の公

正性を担保することを明確に示した決定であると理解されま

2 不存在債権に基づく議決権行使

本決定は、再生債務者による信義則違反行為があった場合に不認可事由に該当し得る旨の判断を示しており、不存在債権に基づく議決権行使により再生計画案が可決された場合に須らく再生計画案を不認可にしなければならない旨を判断したものではありません。例えば、再生債務者の単なる調査不足(過失)により届出債権の不存在を看過した事案について再生債務者に信義則違反が認められる場合は多くないと思われる一方で、債権者が不存在債権の届出を行った場合でも、当該届出が債権と再生債務者の示し合わせに基づく事案については再生債務者に信義則違反が認められる余地があるものと思います。今後、個別事案の集積が期待されます。

3 通常再生手続

本決定は、再生債権につき手続内確定効のみが認められる個人再生手続事案に関するものです。他方、通常再生手続では、再生債権は、手続内確定に留まらず、再生計画の認可、不認可、再生手続の廃止、再生計画の取消しの各場合を通じ、再生債権者表への記載が実体的確定であって、確定判決と同一の効力を持ち、その記載により強制執行をすることができることとなります(法180条、185条、195条6項、7項、189条8項)。そのため、通常再生手続においても、手続を通じてひとたび確定した再生債権の存否を再生計画案の不認可事由の判断にあたって再検討できるかは、議論の残るところです。この点についても、今後、裁判所の判断が待たれます。